

令和 8 年 1 月 26 日

第 80 回国民スポーツ大会冬季大会における
式典および競技会放送・配信に関する留意事項公益財団法人日本スポーツ協会
国スポ推進部
ブランド戦略部

原則として、国民スポーツ大会の式典および競技映像（以下「国スポ映像」という。）に関する権利は日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）が有しています。

開催地市町村、競技団体、放送局等が国スポ映像を使用する場合には、JSPO と事前調整の上、JSPO の承諾が必要となります。また以下の事項を順守するようお願いいたします。

記

テレビ放送

テレビ番組で国スポ映像を使用する場合、国スポ映像に関する権利は JSPO に帰属する。

1. 中継・録画（編集映像は除く）放送

- 民放の全国放送（BS、CS を含む）は、国スポ映像の中継・録画放送はできない。
- 開催地ローカルテレビ局（CATV を含む）は、JSPO と国スポ開催地実行委員会との協議の上、中継・録画可能な競技において開催県内に限りテレビ放送が可能。
⇒国スポ開催地実行委員会は、放送内容を確認の上、事前に JSPO 等と協議を行い、別紙の放送計画および PV 実施申請書を取りまとめ、JSPO が指定する期日までに提出すること（担当：JSPO ブランド戦略部マーケティング戦略課）。
- 開催地以外のローカルテレビ局は、原則生中継・録画放送はできないが、JSPO との事前協議の上、放送ができる場合がある。

< 中継・録画（編集映像は除く）放送に関する範囲 >

放送実施主体	式典および競技会の中継・録画放送
民放の全国放送 (BS、CS を含む)	×
開催地ローカルテレビ局 (CATV を含む)	△ ※放送は県内限定
開催地以外のローカルテレビ局	▲

×…配信不可

△…JSPO と国スポ開催地実行委員会と事前協議の上、放送計画書の提出が必要

▲…JSPO と事前協議により可否判断

2. 報道目的の放送

- スケート・アイスホッケー競技は「令和 8 年 1 月 31 日から 2 月 9 日」(実施競技期間+1日)、スキー競技は「令和 8 年 2 月 14 日から 2 月 18 日」(実施協議期間+1日)の期間(以下、「競技期間」という)に、報道を目的としたテレビニュース(1番組)において、合計3分以内の国スポ映像を無償にて使用することができる。
- 開催地ローカルテレビ局(CATV を含む)は、JSPO と国スポ開催地実行委員会との協議の上、録画に編集を加えた国スポ映像を無償にて使用することができる。(例:特集番組等)。
 ⇒国スポ開催地実行委員会は、放送内容を確認の上、事前に JSPO 等と協議を行い、別紙の放送計画および PV 実施申請書を取りまとめ、JSPO が指定する期日までに提出すること(担当: JSPO ブランド戦略部マーケティング戦略課)。

ネット配信

国スポ映像を使用したネット動画配信に係る権利は JSPO に帰属する。

1. 中継・録画配信

- JSPO および開催地実行委員会は、以下の撮影と配信を行う。

配信日(予定)	競技
1 月 31 日～2 月 3 日	スケート競技(フィギュア)
2 月 8 日	アイスホッケー競技 ※決勝のみ

- ネット配信は、JSPO との事前協議で認められた場合を除き、「JSPO TV 国スポチャンネル(以下「国スポチャンネル」という。)」上でのみ行うことができるものとする。
- JSPO 撮影のネット配信競技(種目)以外の競技(種目)は、JSPO と事前協議で認められた場合、配信することができる。

2. 報道目的の配信

競技期間に、開催地放送局およびマスコミ等が報道を目的としたネットニュース(1番組)において、合計3分以内の国スポ映像を無償にて使用することができる。ただし、アーカイブ配信等は競技期間のみとする。

＜ネット配信に関する範囲について＞

ネット配信の種類 ネット配信実施主体	式典および競技会の ライブ・オンデマンド配信	報道目的
JSPO	○ (国スポチャンネル)	○
開催地自治体(県・市町村)	×	×
中央競技団体(正式競技)	×	×
全国テレビ局	×	×
その他	×	▲

○…配信可

△…JSPO と協議の上決定

▲…上記「2. 報道目的の配信」に基づいて使用する場合

×…配信不可

パブリックビューイング(以下、「PV」という)

- PVの実施については、JSPO および開催地実行委員会と事前に調整する。
- PV 実施希望者は、別添の申請書へ記載をし、開催地実行委員会へ提出をする。
- 開催地実行委員会は、PV 実施申請書を取りまとめ、JSPO へ提出する。JSPO が認めた場合に PV を実施することができる。
- PV の会場は、公共施設や公共の場とする。
- 商業目的で PV を実施することはできない。また、映像内および会場内に外部広告等が無いことが原則となる。
- 開催地のローカル局が撮影・取得した国スポ競技映像を使用する際は、PV 主催者とローカル放送局との協議を行い、認められた場合に使用することができる。

その他映像使用

- 国スポ映像を上記「テレビ放送」および「ネット配信」の 1、2以外で使用する場合は、「国民スポーツ大会に関する映像の使用要領」に基づき、JSPO へ映像の使用申請が必要であり、有償(※1)となる。また、申請者は中央競技団体から事前承諾を得て以下より申請すること。

<申請先:国スポ関連放送素材の二次使用について>

(<https://www.japan-sports.or.jp/kokutai/tabid1201.html>)

※1:料金設定



映像取得者	1番組(1オンエア)3分以内の映像利用料金
JSPO	税込 88,000 円
JSPO 以外	税込 44,000 円

(補足)3分以上使用を希望する場合は、上記料金を一単位として、単位数に応じて使用料が発生する。

- 開催地自治体(県・市町村)の国スポの広報等を目的とした国スポ映像の配信については、事前に JSPO と協議すること。

以上

<本件に関する問い合わせ先>

ブランド戦略部マーケティング戦略課

Mail: campaign@japan-sports.or.jp

Tel: 03-6910-5804